

「第 39 回 旧 RD 最終処分場問題連絡協議会」の概要

日時：令和 3 年 11 月 26 日（金）19：00～20：52

場所：栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）会議室

出席者：（滋賀県）石河琵琶湖環境部長、中村参与、湯木最終処分場特別対策室長、
大菅参事、川端主査、駒井主査、小形主任技師、井上主事、枝主事
*コンサル 2 名

（栗東市）國松副市長、森生活環境部長、武田環境政策課長、宮城課長補佐、駒井主幹

（自治会）小野、赤坂、上向、北尾団地、日吉ヶ丘、栗東ニューハイツの各自治会から計 12 名

（県議会議員）0 名

（市議会議員）田中市議、田村市議、三木市議

（傍聴）1 名

（報道機関）なし

（出席者数 32 名）

司会：定刻となりましたので、ただ今から、第 39 回旧 RD 最終処分場問題連絡協議会を開会いたします。開会にあたりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の石河よりごあいさつ申し上げます。

部長：多数お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。この連絡協議会、今年度 3 回目となりますが、これまで 3 回続けて新型コロナウイルスの関係で書面開催とさせていただきまして、こうして実際にお集まりいただいて開催できますのは昨年 11 月以来約 1 年ぶりということになります。どうぞよろしく申し上げます。本日は次第の方でお示しさせていただいているように、大きな項目として 3 点ございます。まず 1 つは本年度の 2 回目のモニタリング結果について説明をさせていただきます。今回もこれまでと同様、水質の状況について特に大きな変化はございませんでした。なお、環境基準を超過しております、No.3-1 の観測井戸のひ素につきましては、これまでアドバイザーとの協議を踏まえ、廃棄物由来ではなく自然由来と考えられるという調査結果を書面開催となりました前回の連絡協議会に資料を提出させていただいておりまして、皆様から特にご意見はございませんでしたが、本日議事の中で補足的に説明をさせていただきます。2 つ目、施設の維持管理についてでございますが、二次対策工事が昨年度未完了しておりまして、その後の維持管理の状況について最近の現場の写真もご覧いただきながら状況説明させていただきます。最後、環境大臣の同意を得て県が策定しました産廃特措法に基づく支障除去等事業実施計画が来年度末に終期を迎えますことから、計画に掲げています目標達成の状況等について説明をさせていただきます。いずれにいたしましても、これまでと同様皆様と情報を共有し、しっかりとご意見を伺いながら、着実に対策を進めてまいりたいと思いますので、どうか引き続きご理解ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

司会：続きまして就任されてから初めてこの協議会に出席をされます栗東市の國松副市長様よりご挨拶いただきます。

副市長（栗東市）：皆さんこんばんは。今ご紹介いただきました栗東市の副市長の國松と申します。実は私はこの4月16日から副市長に就任しております、藤村前副市長にかわってということで就任をいたしました。皆さんと直接お会いするのはこの会議が初めてということで、ちょっとご挨拶をさせていただきたいと思っております。平素は日頃それぞれの自治会活動でいろいろご協力、市の行政に対して、いただきまして誠に有難うございます。こちらの旧RDの問題につきましては、本当に長年の懸案事項ということで県の方と共々市の方も関与させていただいている次第でございます。住民の皆さん方の安心、安全のために今後とも市としても十分皆さん方のご意見を踏まえた上で進めて参りたいというふうに考えておりますので、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます、はなはだ簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

司会：申し遅れましたが、本日の司会を務めさせていただきます、滋賀県最終処分場特別対策室の大菅と申します。どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日は今年度になって初めて対面による会議という事でございまして、今年度この旧RD最終処分場問題を担当しております県、それから栗東市の職員をそれぞれ自己紹介させていただきます。県の方から。

室長：皆さんこんばんは。本年4月より最終処分場特別対策室長を務めております、湯木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。地域の安全・安心を取り戻すために微力ではございますが、しっかりと務めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

参与：引き続き携わらせていただきます。中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

参事：改めまして、この4月から担当させていただきます大菅と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

主査：最終処分場特別対策室の川端と申します。よろしくお願いいたします。

主査：去年まで対策工事の方を担当しておりました。駒井です。今年度は現場の維持管理の方を担当しております。引き続きよろしくお願い申し上げます。

主任技師：昨年度から引き続きましてモニタリング関係と水処理の維持管理関係担当させていただきます、小形と申します。よろしくお願い申し上げます。

主事：予算関係を担当させていただいてます、枝と申します。よろしくお願い申し上げます。

主事：同じく井上と申します。よろしくお願い申し上げます。

栗東市：皆さんこんばんは。4月から生活環境部長を拝命致しました森でございます。よろしくお願い申し上げます。

栗東市：栗東市の環境政策課の課長の武田です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

栗東市：4月より環境政策課に参りました宮城と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

栗東市：同じく栗東市環境政策課の駒井と申します。皆さんどうぞよろしくお願ひいたします。

司会：自治会の皆様方におかれましても赤坂、小野、上向それから日吉が丘の各自治会長様が交代されたと伺っております。どうか皆様よろしくお願ひをいたします。

司会：議事に入ります前に3点お断りをさせていただきます。1点目は先ほど申し上げましたが、会議中はマスクの着用につきましてご協力をお願いいたします。2点目ですが、この会議は旧RD最終処分場問題に関わる周辺6自治会の皆様と県とそれから市との意見交換の場となりますので、会議中傍聴の方からのご発言はお受けしないこととさせていただきます。最後3点目でございますが、会場の使用時間の関係で会議は最長でも21時30分、午後9時30分までとさせていただきます。このため議事の進行状況によりましては議事の途中でも次の議題に進むことがございます。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも円滑な運営の点からもよろしくお願ひしたいと思ひます。以上3点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。1枚目の次第でございます。それから資料1の第38回連絡協議会の開催結果、これも1枚物の資料となります。それから資料2としまして、第2回モニタリング調査結果についてという資料でございます。それから資料3、維持管理の状況について、という資料。それから資料4としまして、産廃特措法に基づく実施計画の目標達成の状況についてという、この4点の資料です。本日追加資料ということで配布させていただいておりますのは、冒頭の方の挨拶にもございましたけれども、No.3-1地点のひ素の地下水環境基準超過に係る調査結果について、ということで追加で配布させていただいております。以上でございますが、もし資料が足りない方いらっしゃいましたら挙手の方お願ひいたします。よろしいでしょうか。会議の途中でも資料が不足の方がございましたら、ご遠慮なく事務局の方までお伝えいただければと思っております。また会議中はですね資料と共にこのスクリーンを使って説明をさせていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。

それでは早速でございますが議事に移らせていただきます。まず議事1の前の開催結果ということで、ご説明をさせていただきます。着座して私の方から説明をさせていただきます。

参事：お手元の資料1をご覧いただきたいと思います。この資料は前回9月に書面開催いたしました第38回連絡協議会で、住民の方々からいただいたご意見、それからご質問とそれに対する回答をまとめさせていただいたものでございまして、上から順番に説明をさせていただきます。

まず、令和3年度第1回モニタリング調査結果の1点目のご質問でございます。前回の資料2-1に調査地点を白丸で表しており、その合計地点数を8地点と記載しておったのですが、7地点ではないのか、というご質問でございます。このご質問に対して、調査地点のうち最下流のK-1は、粘性土層のKc3層が途中で自然に途切れ、帯水層であるKs3層とKs2層の地下水が合流したものとなっております。このため、Ks3層地下水とKs2層地下水の両方の影響を確認する地点として両方にカウントし、その後のグラフで

も Ks3 層と Ks2 層の両方に結果を表示しております。分かりにくい表記となっており、次回以降は地図の中にですね、注釈を追記します、と回答をさせていただいております。この後の議事 2 の資料に出てきますが、今回から資料に注釈を追記させていただきます。

次に、その下、2 点目のご質問ですが、洪水調整池の水質測定結果に関しまして、採水地点の深さと場所、それから、例えば大雨で調整池の底の沈殿物が流出するならば、その沈殿物も確認しておく必要はないか、というご質問でございます。このご質問に対しまして、採水地点については、後ほどの説明資料の中にも出てきますが、資料でお示ししている地点で採水しており、深さについては水面と底のちょうど中間くらいのところ、深さ 23 cm のところで採水をしたこと、また、沈殿物については、洪水調整池の容量が大きいので、大雨が降っても流出することはほとんどないと考えています、と回答をしています。

次に、その下の 3 点目のご質問でございます。家庭系ごみの影響調査結果に関する、これは栗東市へのご質問でございます。家庭系ごみは里道の外側にまで埋められている可能性が高いが、栗東市は過去の埋め立てがどの範囲で行われ、それが妥当なものだったか把握する必要があるのではないか、また地権者はこのこと、つまり家庭系ごみが埋まっていることを承知しているのか、というご質問でございます。これに対しまして、栗東市の回答として、栗東町が家庭系ごみの埋立地として、小野行政区より借地していた土地の範囲については、航空写真や計画図等で把握しています。家庭系ごみは、借りた土地の範囲において埋め立てているが、資料が残っていないため、埋立範囲の詳細は把握できていません。また、埋立後に里道を復旧しており、従来の里道と比べると少し直線的になっているため、結果として現在の里道の外側にもその範囲が部分的に存在する可能性があります。なお、観測井戸の設置依頼時に、地権者には、家庭系ごみが埋められている可能性があることを説明しており、地権者も承知されているものと考えています、という回答をいただいております。

それから裏面の方に移りまして、4 点目でございます。これは、今回も後ほど説明をさせていただきます資料 3 の維持管理の状況の水処理施設に関するご意見でございます。ジオキサン値が原水より処理水で高くなっているが、検査誤差でないとしたら、同じ水でなく別の水を検査しているためと思われるので、原水を採取してから時間をおいて処理水を取るべきではないか、とのご意見をいただきました。これに対しまして、1 段目は水処理施設の機能性を説明しているものでございまして、凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着方式で、凝集剤で集める物質と活性炭に吸着する物質の処理を目的としており、ジオキサン等は調査結果から原水の水質が計画処理水を超過する恐れはないとして処理対象としていないため、その値は基本的には処理前後で数値は変わらないこととなります。

しかし、この水処理施設では、常時、水質に変動のある場内の浸透水が原水として入ってきて連続で処理しており、さらに、各工程において逆水として原水層に戻される水もあるため、時間を考慮しても原水と処理水とで同じ水を採水して計測することが困難であるため、処理水の値が原水より若干高くなったり低くなったりする場合があります。原水と処理水の値の差は、揚水ピットで計測している浸透水の振れ幅と同程度であり、水処理施設における水質分析は毎年定期的に継続実施しているため、水質の変動状況の見極めができていないことから、現行の採水方法で問題ないと考えています、と回答をさせていただきます。

その次、5 点目でございます。同じく資料 3 の維持管理状況について、北尾側のセットバック面・法面の状況写真がありません、とのご意見でございます。これについては、豪雨により応急対応した箇所もなかったため、特に掲載していませんでした。現場の状

況変化等を踏まえ、今後ともわかりやすい資料となるよう工夫していきます、というふうに回答をさせていただいております。

最後、6点目でございますが、アーカイブについて前回資料で作成のスケジュールをお示しさせていただいたのですが、今年度は作成方針の決定と構成案の作成としていたことについて、悠長であり、記述内容の具体化を今年度から始めるべき、とのご意見でございます。これに対し、事務局でアーカイブ作成に向けた整理をしており、全体像をお示ししてご意見を伺うため、前回の協議会で作成方針と構成案を提出してご意見をお聞きしたところでございます。いただいたご意見等を踏まえて、取組を着実に進めてまいりたいと考えています、という回答をさせていただいております。なお、この作成方針と構成案をベースにして、具体的な記述内容の検討を今年度から始めていきたいというふうに考えてございます。以上で資料1の説明を終わらせていただきます。

司会：続きまして、先ほど申し上げましたけれど、No.3-1 観測井戸のひ素について、自然由来と考えるとの調査結果について、前回の書面開催の資料で提出させていただきましたが、少し専門的な内容がございましたので、補足的に今回説明をさせていただきます。

主査：すいません、引き続き、着座して説明をさせていただきます。失礼いたします。まず、No.3-1 地点の地下水のひ素が環境基準を超過する原因を調査するため、既往の調査結果を考察したうえで、ボーリングコアを使用して No.3-1 地点の地質に含まれるひ素の含有状況の調査を実施しております。1 ページにスライドを 2 つ載せて、お手元の資料の中では 1 ページにスライドを 2 つ載せさせていただいております。スライド番号が右上に掲載をさせていただきますので、参考としていただきたいと思います。

ではまず、既往調査結果の考察について説明をさせていただきます。スライド 4、対策工事前の No.3-1 地点における浸透水の影響について、という事ですが、対策工事前 No.3-1 地点の地下水に影響を与えていた浸透水の水質を把握するため、ヘキサダイアグラムを作成し、その形状を比較した結果、図 6 の左側に示させていただきますように、H16-No.5 地点周辺の浸透水が No.3-1 地点に影響を与えていたことが分かりました。そして、H16-No.5 地点周辺の浸透水のひ素の濃度は不検出という風な状況になっておりました。以上このことから旧処分場外の No.3-1 地点の周辺に原因があると考えられます。

続いてスライド 5、No.3-1 地点における対策工事の影響について説明させていただきます。図 7 のとおり、対策工事前 No.3-1 地点の地下水はひ素、ほう素、ジオキサンの項目が地下水環境基準を超過しておりました。また、帯水層の遮水工などの対策工により、ほう素などの濃度は低下し、地下水環境基準に適合した一方で、ひ素の濃度はほぼ横ばいで、地下水環境基準を超過した状況となっております。以上のことから原因は対策工事の範囲外であり、旧処分場外の No.3-1 地点の周辺にあると考えられます。

スライド 6、No.3-1 地点の地下水の性状についてご覧ください。図 8 のとおり、酸化還元電位がマイナスで強い還元状態というふうになっております。また、図 9 に示させていただいておりますように、鉄は強い還元状態の中で地下水に触れると、結合状態が保てなくなり、地下水に溶解してくるといった性質を持っております。続いてスライド 7 をご覧ください。図 10 のとおりこの鉄にひ素が含まれている場合は鉄の溶解とともにひ素が溶出してくるといった風な状況になってまいります。既往調査の結果から地下水のひ素の環境基準の超過の原因は、旧処分場外の No.3-1 地点の周辺にあると考えられます。また、ひ素の由来により No.3-1 地点の地層のひ素の分布状況が異なる事からこの分布状況を確認して地質にひ素が含まれるメカニズムを調査をさせていただきました。

スライド 9、調査の目的および方針についてですが、No.3-1 地点は旧処分場の敷地外

で、地質は砂層などにより構成されています。地質にひ素が含まれるメカニズムは図 11 のとおり浸透水が由来である場合、これ①に該当するのですが、②自然由来である場合とで異なってまいります。浸透水が由来である場合、数十年という単位で地下水に流出し、その痕跡が帯水層（Ks2 層）全体にまばらに残ってまいります。一方で、自然由来である場合、数千年から数万年にかけて土壤中の鉄に吸着し集積するため、特定の地質の層に固定化されることとなります。

スライド 10、調査方法についてですが、スライドの中ほどにアドバイザーのご意見を踏まえて調査方法を決定しております。スライド 11、調査試料および分析についてですが、No.3-1 地点の地層に含まれるひ素の分布状況を確認するため、この図 12 の中央に示すように鉄が多く含まれていると想定される 11 試料と深度別の 22 試料を採取し蛍光 X 線分析でマンガンや鉄を含めひ素の測定を行いました。スライド 12 の方に No.3-1 地点の地質のマンガン、鉄およびひ素の含有量の調査結果を示させていただきます。赤の破線の四角で囲んでおります、地上から 14.7m で帯水層（Ks2 層）に位置する試料のみ、ひ素が検出されました。またこのひ素が検出された試料では、No.3-1 地点の地質全体の中でも、鉄が高濃度で含まれているという結果が確認されました。

スライド 13、調査結果の考察についてですが、No.3-1 地点では、帯水層の中の特定の層でひ素が確認されまして、鉄も高濃度に含まれている事から、スライド中央に示す②の自然由来のメカニズムのパターンに該当してまいります。この調査結果を踏まえますと、水酸化鉄に吸着して地質に固定化した状態の自然由来のひ素が帯水層の特定の層に存在して、強い還元状態の地下水に触れて溶出したと考えられます。スライド 14、まとめに移らせていただきます。調査結果について、アドバイザーにご意見を伺ったところ、5 人の先生方ともに「自然由来でよい」とのご意見をいただいております。以上のことを踏まえまして、No.3-1 地点の地下水でひ素が環境基準を超過する原因は旧処分場由来ではなく自然由来と考えられると、考えております。以上で補足説明を終わらせていただきます。

司会：ただいまの資料 1 の説明、それから今のひ素の自然由来に関する資料の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。マイクそちらにございますので、よろしく申し上げます。

住民：さっきの質問と回答のところですけども、これのですね 2 番ですか。2(2)ですね。底の沈殿物も確認しておく必要はありませんかという質問がありますよね。これに対して回答のほうはね、ちょっと的が外れているんじゃないのかなと。大雨でも底に沈殿したものが流出することはほとんどないと考えていますという。なんかちょっとこうずらして答えているような感じがするんですけども、それはどうなんですか。

主任技師：ご質問ご意見ありがとうございます。こちらにつきましてはご質問の意図が我々としての受け止めといたしましては、大雨で沈殿物が流出するならという形で、処分場の外部への影響がどうなのかという、そういう観点のご質問という形で受け取らせていただきましたので、そもそも外に出ていかないの、物自体が行かない、あんまり行かないので、影響はないと考えていますといったご回答をさせていただいております。

住民：ほとんど、ほとんどないですよ。だけど最近は何となく気象変化で思わぬことが起こってますよね。現実にね。それも踏まえて考えていくべきではないのかなという、思うんですけども。そこを心配してこのように言うておられると思うんですよ。ところが、

そんなことは起こりませんよという昔の安全神話みたいなことを言っておられるように聞こえるんですよ、私には。

主任技師：そのような受け止めになってしまい申し訳ないです。実際、物自体がどうかという事につきましては、溜まっている物が何なのかといいますと、その対策工事の最後に綺麗な土で覆土したっていうのが流出していったものが来てるといふふうに考えられますので、そもそもその辺にある綺麗な土という状況になりますので、特に問題のない土であるといふふうに考えております。

住民：それもちょっとどうかなというような気がするんだけど。これはまあ他の方がどう思われるかちょっと分からないんで。

それともう一つひ素の事ですけどね。これは酸化の鉄が多いから溶けてくると、いう事ですよ。強い還元状態の地下水に触れて溶出してくると。

主査：そうですね。

住民：いうことを言っておられるわけですね。あるところでは鉄に吸着されるということも言うてはるわけですね。ここら辺の違いが分からないんですよ、もう一つ。

主査：その例えばスライド 13 で示させていただいている、浸透水に含まれているものが Ks2 層に存在した場合ということと、自然由来の違いがちょっと良く分からないということではよろしいでしょうか。

住民：ごめんごめん、もう一つよく分からん。

主査：そのひ素が、鉄に吸着するメカニズムというところでしょうか。

住民：中村さん、何か。

参与：あの鉄って金気ということですね。あれにはひ素がくっついているんです。で、還元性の水に浸かっている場合は透明なんです。

住民：ん、透明。

参与：透明。鉄が水に溶けてるから水は透明なんです。

住民：ああ、はいはいはい。

参与：空気に触れると茶色になって、

住民：そう、酸化鉄。

参与：水に溶けてる状態の時はひ素が外れてる。だから今嫌気性だから水に溶けるとからひ素が外れてる。で、皆さんのお宅のように、井戸掘って上げると空気に触れるから、金気になってひ素が出ますよと。ひ素が出てるところは、嫌気性の状態だから、ひ素が

外れてますよ。そういうことです。

住民：嫌気性だから外れてると。

司会：そう、そういう事です。

住民：分かりました。

住民：ひ素の事なんですけども、天然由来で今回の工事の瑕疵はなかったということで安心はしてるんですが、また一方で、確かにこのあたりに金気が強いんですよ、土壌。赤坂とニューハイツの間に流れてる川なんかも結構赤く濁ったドロっとしたのがたまに出たりなんかしてまして、そうすると逆にまたそれが心配になるんですが、栗東市さんにお聞きしたいんですが、栗東市さんは水道に部分的に地下水使ってますよね。で、この水酸化鉄の影響、それに伴うひ素の影響についてはこれまでなかったんでしょうか。水道水の水という意味で地下水の検査も栗東市さんで把握してると思うんですが、その中でですね、似たような事例はなかったのかなと気になるのですけどもいかがでしょうか。

参与：ちょっと代わって説明させてもらっていいですか。例えば出庭の水源地ですと、過去にひ素が検出されたことはあるんです。けども、水をくみ上げて、ろ過するとあの砂ろ過のところで酸化されて砂にくっつくんです。あの砂がですね、おそらくマンガン砂になっていると思うんですが、砂が真っ黒けになっちゃって、とった状態の砂は茶色いでしょう。それでマンガンが付くと真っ黒けになってしまって、そこに鉄とかひ素がくっつきますので、砂ろ過をしていけばひ素は確実に取れます。

住民：そういうこと聞いてるんじゃないくて、似たような形で黒いものが出てるとかね、というような事例はあったのかな、ということです。

参与：ああ、ですから原水の中で非常に極めて低い濃度ですけども、ひ素が検出されています。過去に。

住民：それは琵琶湖の水だってことでしょ。

参与：いえいえ。出庭の水源地でも観測されました。

住民：なんで市より県の方が詳しく知ってるんですか。

参与：ええ、ですから、それは過去にこの地域で皆さんがお調べになった栗東市の検査結果を調べたということがあるじゃないですか。そのデータを見てると、ひ素が検出されたデータもありましたと私は記憶しています。

住民：なるほど。出庭の水源地ではそうなのね。ではそれ以外の民間の井戸とかはどうなってますか。それ以外の検査結果はありますか。

栗東市：それ以外は検査してないと思います。

住民：それで大丈夫なのかな。あの、処分場由来であろうが天然由来であろうがひ素が猛毒で、昔からネズミを殺すのに使われたというイメージしか私にはないんだけど、そういうものが市民の口に入るおそれがあったら大問題だと思うんですけど、出庭の水源地では見てるけど民間では見てないっていうのは、ちょっとこれはまずいんじゃないんですか。

参与：個人の方が井戸を使われる場合には自分で検査してくださいっていうことになってるんです。で、公共の水源地から上水道使う場合には水源地の調査が公共でという格好になってますんで、お飲みになった方の責任で。

住民：自己責任だから知らんっていうわけにもいかんでしょう。こういう事実がわかっているらば。違いますか栗東市さん。

栗東市：ご意見ありがとうございます。飲料水で使う場合については今、県の方が言っておられたとおり、検査を確実にしてもらい必要があるんで、その辺は説明等させていただいてますけど、今ちょっと市がしてないというのは井戸が何処にあるかという調査は過去には何回かしてはいますが、それを個別に市の方が全て調査をしたということはないということにして、飲料水で使われてないかどうかも含めてちょっとそこらへんが不明な点もありますので、飲料水であれば確実にそのへんは指導等させていただく必要があるかなと思います。

住民：この問題が起きてから少なくとも周辺井戸の飲料水としての使用はやめてくれっていうことを広報では栗東市は広げてますよね。ですけども、それ以外のところでどうなのか、もともと天然由来のひ素が出やすい地層であるってことは明らかなので、そうするとやっぱりそれに対して、安全の確保ということをやったり栗東市さんには、知った以上はですね、お願いしたいなと思いますけれども。

栗東市：はい、その今ご指摘いただいておりますのでね、ちょっとそのへん今どういう形になっとなるか再度ちょっと市の方でももう一度確実に調べまして、もしも飲料水にされているようなことがないように、再度その辺も周知しますけれども、その辺踏まえてもう少しちょっと調べさせていただきたいと思います。

住民：ついでにお聞きします。飲料水やなくて例えば農業用のね、植物にかける水のようなものでその水をひ素が入ってる水を使っても問題ないんですか。

参与：今のレベルの濃度であれば、問題はないと思っています。ただよくご存じのように、ひ素っていうのは、隣と仲がいいのです。ですから海外から輸入したリン酸系肥料を使えばその中にも不純物としてひ素が入ってる場合もあり、そちらの方が問題にされているんですね。そういうこと用水中のひ素による土壌の汚染は今の時点でそんな問題になる濃度のレベルでひ素は入っていないと思っています。

住民：はい、分かりました。ありがとうございます。

司会：その他よろしかったでしょうか。

住民：さっきちょっと質問ありました、調整池の件ですけども。これ深さが23センチのところを取ったというふうに返事をいただいているんですけども、これ、水面がここにあったとしたらね、例えば水面が0としたら、取った場所はマイナス23ですよ。水がずっと増えてって、あの塔のそこから流れ出るんですか。それは何センチぐらいのところになるんですかね。

主任技師：写真を出しますね。こういう形になっているんですけども、塔の下の黒いところが格子になっていて、ここから水が基本的に出ていくんですけど。この穴が開いているところの下の端から池の底までがだいたい50センチぐらいになっております。

住民：水面が今、ゼロとすると、流れ出るのは、今も流れてるところやから0なんか、それともそこから50センチ上？

主任技師：よっぽど雨が降ったときでなければ、この穴が開いているところから上の部分は速やかに流れていきますので、ちょっとずつ入ってきたのであれば、水面ぴったりのところがちょっとずつ出ていく、というような形になります。

住民：とりあえず若干誤差はあっても、その水面のところからだ一と流れていると、そういうことですね。その塔が上までずっとあるのは、やっぱり水が溜まると、上まで行く可能性があるからその塔は高いんですか。

主任技師：そうですね、よっぽどの大雨が降ってこれだけたまってきたら、岸から出ずにこちらの上から入るよという形にはなっています。よっぽどですけど。

住民：そしたらあれですね、底まで40センチぐらい？46センチ。

主任技師：はい、今回は。

住民：そうその水面から46センチ？大雨降っても流れ出る可能性が少ないっていうのは、今現在も水面にあるんでしょう、流れ出るところが。攪拌されたりすることはないんですか。あんまり考えられないと、どういう理由で考えられないんでしょうか。

主任技師：基本的にこれだけ広い池になってますので、入ってきた水が川みたいにすごい流れになって、あの、ここから入るんですけども、だ一と流れてこう行く、という感じというこの池の中での流れの勢いとして、そんな強い勢いっていうのは基本的に発生しないような形になっているので、ほとんど溜まったものというのは、巻き上げられていく、ということはないのかな、と思ってるということです。

住民：何か計算方法はありますか？計算方法ありますか？

主任技師：計算しようと思ったら。この溜まっているものをもって..

住民：どんだけの量が降ってまわりからどのぐらいで流れてきたら、中が攪拌されるでしょうと。そういう目安はあるんですか。それとも何の目安もなしに、何かそういうこと

はあり得ないだろうということですが、そういうことを言うてはるんですか。

コンサル：よろしいでしょうか。

設計しましたコンサルでございます。今の話の中では池の中に雨水が流れ込んでくるときに、やはり言われているとおり砂みたいなものが流れてきますので、調整池の設計では堆砂容量、すなわち溜まる砂ですね、この量を設計しております。この量はですね、通常の雨水排水の基準というものがございまして、例えば1年間に1ha当たり10m³以下というのが基準で決まっています。これが、ここに溜まる量だけですね、きっちりスラブの高さを確保している、それが基本的には5年分確保している状態に設計しておりますので、相当な雨が降っても足りないことは無い形にはなっております。もし溜まってしまったらこれを抜くということを維持管理の中でしていくということになっておりますので、まあ、そういった形で計算させていただいております。

住民：でも、ちょっとようわからんのは、もう何年かこう行ったらこのぐらいの広さやからこんだけ溜まるでしょうということですけども、だから、今のさっき言わはったように気象条件はだいぶ前と今と変わってるから、局地的な大雨が降ったときに、どういふふうになるんかっていうことは、どうなんですかね。そういうことがあったらいかんので、そしたら溜まってるもんも一応調べた方がいいんじゃないでしょうかと、そういうふうに思うんですけども、それはそういうことがないから、調べてませんというような返事だと思うんですけどね。もしあるとしたらね、調べておいた方がいいんじゃないかなと。

それと、これ前もちょっと話があったんですけども、ここの水が経堂池へ流れていきますと、経堂池で調べるときにもここで調べてるから、他はいいですねという話やったんでここは最終の調べるところじゃないかなと。いうふうに思ったんで、それならやっぱり最終のところでわかるところは調べた方がいいんじゃないかなと思ったんですよ。

それと、本当に表面の綺麗な土入れたから、それしか流れてないですよと。いうふうにおっしゃったんですけども、そしたらそれ本当というのを確認できておれば、安心ですわね。経堂池の方もそれが流れてくるから、それじゃそこにも流れないよと、もしそういうふうには洪水起こっても大丈夫ですよとそういうのがわかっているとやっぱり安心できるんじゃないかなと思って。流れる流れないというのもあるんですけどね。

昔はね、毎時70~80ぐらい雨降ったときにミリ、毎時やったかな。そういうときを標準にして何か建物とか作ってますいうて、私言われたことあるんですよ。大雨降って、ここが詰まったらどうなるんですか、みたいなことを聞いたらね、そういう標準があってそれをクリアしてますんで、みたいなこと言われたんですけどね。今これぐらいよりも、多く降る場所っていうのは現実的にも出てきたみたいで、そうなるくと、前の基準でずっとやってるときに、っていうのもあるし、そういう心配を減らすためにもね、やっぱりそれと綺麗な土にしたけども、本当にそういう水なんか。いうのを確認できるようにしといたために、安心できるようにするためにも、一応下も調べたらどうかなと思ったんですよ。それでこう書いたんですけどね、あの質問さしてもらったんですけどね。

主任技師：ご意見ありがとうございます。回答の文章としては、さきほどご説明させていただいた通り、あまり流れないかなというふうにかかせていただいているんですけども、ただ、まったくゼロじゃないということでもありますので、さきほど〇〇さんの質問にご回答させていただきました通り、ここにあるもの自体についてはそもそも上のきれいな

な土と言う形になっていますので、そういう二重の意味でも溜まっているものについては問題ないかなという風に考えています。

で、おっしゃった水については、降った雨の量、結構、多い量が流れて行きますので、それにつきましてはきちっと3か月に1回しっかりと分析をさせていただいております。

住民：今の話だったら下の土は綺麗なもんやから大丈夫と考えてますって再びおっしゃったんですけど、それはもう今もう調べる必要ないですよというふうにここでおっしゃってるということですか。

主査：ご指摘いただいた、溜まっている土砂については一定溜まってくると浚渫して処分するということになるんですけども、処分する際は土に含まれている有害物質等について確認をさせていただいて、適正に処理させていただくというふうに考えております。

住民：ちょっとようわからん。

参与：土の深さ、何センチという話してますけれども、一回の雨で積もる土の量ってせいぜいミリ単位なんですよね、多くても。それを薄くスライスして分析するのは難しいと思うんですよ。で、逆にどうすればいいかと言うと、あそこに入ってくるわけですね、今斜面とか平面とか全部埋められてて、例えばそれが崩れて何か中のものが流れ出るようなことがあればそれは測らなきゃいけませんので、そういうことがあった場合には、例えば大きな洪水で中の法面が崩れて露出してるというような場合にはそこへ行って取るということが現実的だと思うんです。残念ながら、沈砂池のところに入ったところで、何ミリ内のところを取ってきて測ってこれは問題かどうか調べてってことはちょっと技術的には難しいと思います。ですから、我々としてはもう少し可能なところで、何らかの異常があったときにそこを見つけてそこを塞ぎに行く。で、溜まったものについては今ほどありましたように、溜まったものを外へ出す時点で測るという格好にさせていただきたいと思います。

住民：すみません、結局溜まったものも何らかの方法でちょっと調べようかということですか。

参与：ええ、ですけどそれはね、外へそれを持ち出すときに固めて測りますけれども、今おっしゃるように、その層っていうのが例えば10センチあったとして、その雨で何らかのものが流れ出てきたとして、それは非常に薄いところしか乗らないじゃないですか。分かります？下から順番にこう積もっていきますよね。で、何か掘り出してきて積もってきたやつを、上を、例えばですよ、1ミリとか何ミリとかそんなものしか積もらないわけですよ、今の、問題が出たときには。

住民：ちょっとずつ溜まっていくというのは、前の検査したときから、今回検査するときの間にたまっている量はこんだけやからと、せやから毎回はする必要もないでしょうとそういう意味ですか。

参与：技術的にそんな薄いものをスライスしてきて測るなんてのは難しいです。

住民：ちょっとその辺..

参与：ですからね、結果的にはがさっと取ってしまったら何年か分をいっぺんに取ってしまうわけですね。どこが悪かったか分からないです。そうやってすると。

住民：そうまで細かく言ったらそうですけどね。単純に言えばね、そこに溜まってますと、何かバーッと攪拌してだーと流れたら大丈夫ですかと。そういうことです。思うのはね、だからどういうふうに測ってどうしてええかというのはちょっとそれは何かあるかもしれませんが、

参与：ですから、そうやってすると、〇〇さんがおっしゃるようなことでやると、薄まってしまうでもいいんですかということです。

住民：え？

参与：逆に混ぜたらですよ、がばっと取ってきたら濃いやつとか薄いやつとかあって薄くなってしまうじゃないですか、元のが。その結果をもってですね、これは大丈夫って言ってしまっていていいんですか。

住民：ちょっと僕も具体的にね、こういう測り方でこういうふうにしてやってやらないかんですよと言うまではちょっと全然考えてないんでわかんない。

参与：いやだから、それはセットやと思います。こういうものを見て、こうやったからこれはまずいんやと。このまずいところをつぶすために検査するんですよね。まずいところを、出た場合を、それを押さえていくための検査ですから、漫然とやって結果がよかったから大丈夫ですって言うんじゃないし、おかしいものを見つけるための検査でしょ。とすると、先ほど私が申しましたように、どこかの斜面が崩れてると。崩れたところから何か出てるんじゃないかってことを目で見たら、そこで確かめるべきじゃないんでしょうかと申し上げているんです。

住民：そういう方法もあるとは思いますが、だから要はね、溜まってるともんが出たら大丈夫ですかと、そういう点でもう素朴な疑問ですね。要はそれを解決するためにそしたらどうしたらいいかというのは、やり方とかは専門的な知識のある方が考えてくれたらいいとは思いますが、私も自分としてはね、素朴にそう思ったんですけど。

参与：ですから、それがね、確実に外へ出るときってのは持ち出すときですよ。溜まってきたから、土砂が溜まってきて、いっぱいになってしまったから出しますと、外へ出しますというときにちゃんと測ります。それは混ぜこぜのことですよ。全体混ぜこぜです。ただし、今流れてるかどうかってのは今見なあかんわけですから、それは毎週目視で見回って、どこか崩れてるとこはないか、なければ当然表面を落とすだけですからね、表面のところが削れてくるだけですから、おかしいものが出てくる要素はないわけですからね。そういう目視で何か崩れてるとこをまず探す。そのうえでそこをちゃんと見ることが直接的な対応なんじゃないですかと私は思います。

住民：必要性がどの程度なのかっていうのは見方あると思うんですけどね。それはこの前みたいに今回写真持ってないけどなんか、土が崩れて、下のコンクリートが浮いてたん

でそこは補修しましたというて、前回 10 月のあれかな。載ってましたやん。今回はあのあとどうなったかというのは載ってないけども。だからああいうことがあれば、調べましよう、そういうわけやね。それもやり方として必要なことだと思うんですよ何かあったときに。だから要はあの中に溜まってるもので影響があるようなことのないようにとそういうふうな心配があったんで、単純に調べたらどうですかってことを書いたわけですが、はい。

参与：ご趣旨は理解してるつもりなんですけど、ただ、それでは、ごめんなさい、私の感触ではね、ややこしい値は出てこない、問題となるものを見つけ出されないというふうに思われます。

住民：要はあの水が水路伝って経堂池にずっと流れてるから、そっちのそういう外部に影響があったらいかんかと、こういうふうな思いで質問したわけです。

参与：その趣旨は十分理解してるつもりでございます。

住民：ちょっと長くなりますけどもうちょっとよろしい。

ちょっとあの、これに関連して、北尾側の部分の写真何もないんですけども。一応ここに、今みたいな特に変わったことがないんで、書いてませんでしたと。これからええようにやっていきますと、いうふうなことをちょっと書いてもろてるんですけども、あそこが変形したりして、また、がけ崩れと言ったらおかしいな、なんか崩壊するようなどころがあったらまずいなと。

そういうのを見るのは例えば一つの方法としてね、定点から定期的に見て写真撮るとか、何かしてそれで変なことがないかどうかとかね、そういう確認をすればどうなのかなあとは思ってるんですけども、素人考えですけどね。

今の一月に 1 回送ってくれはるやつには何かその時その時でバラバラになってるんじゃないかなと思うんですけど、この敷地管理情報の写真なんか。だからこれは気づいたことを載せて、皆さんに知らせてくれてはるんじゃないかなと思うんですけども。基本としては全体がわかって、時間的な変化が何か変なことがないかというのがわかるような、そういう写真の撮り方とか調べ方や記録の仕方、そういうことをやっておけば、いいんじゃないかなって思ったんですけど。その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

主査：ご意見ありがとうございます。基本的には同じところのアンクルで撮るようにやってまして、一応、いつも敷地管理情報をお配りさせてもらってますけれども、そんなに沢山枚数をつけることはやってなくて、普段あの毎週行かせてもらってて、室の中で回させてもらってるものはたくさんつけて回させてもらっているんですけども。全体的に問題はないですよという形で、だいたい同じような場所の写真をとりあえず報告させてもらってるっていう感じで、紹介させてもらうという感じです。

住民：具体的にどういうふうにして見ておられるわけですか。何人、どういうところに注力してね、全体的に大丈夫というのはちょっと大ざっぱな言い方ですけどね。変化がないとか、ちょっとまずそんなことがないとかかそういうことを目的に何をどういうふうに見てはるんかなあと。今現在。

主査：基本的には何か変状がないか。どこかそれこそ崩れているところがないとか、そ

れこそ側溝が壊れているところがないかとか、どこかひび割れているところがないかとか、側溝とか柵に土砂が溜まっていないかとか、を見させていただいているんですけども、そういった状況について資料 3 のところで紹介させてもらったりというような感じで、報告させてもらっているというような感じです。

司会：このあとの資料 3 でもこのへんを含めて説明させていただきますので、このあと議事がまだ続いて参りますので、時間の関係もございまして次に移らせていただいてもよろしいでしょうか。また最終的には最後に全体を含めましてご質問・ご意見をいただく時間を設けさせていただきますので、議事 2 のほうに移らせていただきます。すみません。それでは、議事 2、令和 3 年度の第 2 回モニタリング調査結果について説明させていただきます。

主任技師：すみません、それでは代わりまして、私小形の方が資料 2 といたしまして、令和 3 年度の第 2 回モニタリング調査結果についてご説明させていただきます。

ではまず 2 ページ目調査地点になります。モニタリングはこちらの図の地点で行わせていただいております。今回本事案では 3 ページの図にありますように、処分場内の浸透水というのが処分場の横側にあります Ks3 層の地下水層の方と処分場の下側にあります Ks2 層の地下水層というところに流出をしていたというような状況がございましたので、それぞれ遮水をして工事で止めさせていただいてるんですけども。ということでモニタリングといたしましては、Ks3 層と Ks2 層の 2 つの地下水の帯水層を対象にモニタリングを行っております。また、今年度から廃棄物に触れていない雨水が流れてくる表流水の調査地点といたしまして、場内の洪水調整池の方で調査を開始しております。

3 ページ目で今回の令和 3 年度第 2 回調査につきましては 9 月 2 日に行わせていただいております。今回、今までと同様の状況ですけども、H24-8(2)と C-9、この 2 つにつきましては今までと同様に水量が少なかったというような状況でしたので、測定できる項目のみの測定という形になっております。

続きまして 4 ページ目が「目標達成状況の評価対象地点の状況」という説明をさせていただきます。今回産廃特措法に基づきます実施計画の目標達成状況の評価といたしましては、先ほどの調査地点のうち、こちらの図の赤で囲まさせていただいております 6 地点の方で結果を用いることにしています。それぞれの状況といたしましては、こちらのひ素について、No.3-1 地点で先ほど説明させていただいておりますけど、継続して環境基準を超過しているというような状況です。これについては、先ほどのご説明のとおり、基準超過原因は自然由来と考えられるという状況でございます。その他の項目につきましては年平均値が環境基準を超過するようなものは特になかったという状況になっております。

続きまして、各項目ごとの経年変化状況です。こちらについては、資料の 6 ページ目から 15 ページ目までのところに二次対策工事の着手以降で環境基準を超過したことのある項目と電気伝導度、それらの項目について、平成 24 年度以降のグラフを表示をさせていただきます。

続きまして、まず 6、7 ページ目が「電気伝導度」になっております。それぞれ Ks3 層と浸透水のところと Ks2 層それぞれについて 1 枚ずつで説明させていただいているんですけども、それぞれ地下水流向といたしましては Ks3 層、Ks2 層ともに概ねでいきますと右上の方から左下の方に向かって流れているというような状況であります。

で、こちらの 6 ページ目は Ks3 層、処分場の横の、上の方の帯水層ですね、それと浸透水になっているんですけども。状況といたしましては、旧処分場の上流側では概ね横ばいというような状況になっておりまして、下流の方でいきますと例えばこの H24-2(2)

あたりでは低下傾向が顕著に出ているというような状況になっております。

続きまして7ページ目がKs2層になります。処分場の下の方の帯水層になります。こちらの状況といたしましては、上流側につきましては、同じくほぼ横ばいといったような状況になっておりまして、下流側につきましては、例えばH24-2であったり、H24-4であったりという形で長期的に見たら低下傾向という地点が多いという状況になっております。それぞれの状況といたしましては、No.1のところにつきましては、平成30年6月頃から上昇傾向になってるんですけど、段々と上昇が緩やかになって横ばいに近づいてきているというような状況になっております。そして先ほどのひ素のところのNo.3-1ですけれども、以前から乱高下していたという状況になってるんですけども、今現在令和2年秋11月頃以降は低下が続いているというような状況になっております。

続きまして、8ページ目、9ページ目がひ素になっております。8ページ目が上の方のKs3層の帯水層と浸透水になっておりまして、これらは全て不検出といった状況になっております。

続きまして、9ページ目がKs2層になっております。こちらでは、このグラフの周りを赤で囲っているところが基準を超過している地点になっていまして、次のほう素とかであるんですけども緑の点線で囲っているところが基準以下で検出されたと、電気伝導度以外の環境基準のある項目についてはそういう形で表示をさせていただいております。で、ここで環境基準を超過しているのが3地点ございまして、以前から超過している地点なんですけども、このH24-7のところと、こちらのH26-S2とそして先ほどから説明ありますNo.3-1と3地点で環境基準を超過をしております。で、それぞれ数字については横ばいで推移をしています。No.3-1につきましては、先ほどのご説明通り、基準超過原因は自然由来というふうに考えられます。また他の、H24-7、H26-S2につきましては地下水流向から旧処分場の上流側となっているということと、電気伝導度もそれほど高くない状況だということから、浸透水の影響はほとんど受けていない地点だと考えられます。

続きまして、10、11ページ目がほう素になります。10ページ目が上の方の帯水層のKs3層と浸透水となっておりまして、基準超過が1地点ございまして、こちらのH26-S2(2)という地点になっております。こちらも以前から超過している地点になっておりまして、数字はほぼ横ばいといった状況になっています。

続きまして、11ページ目が下の方のKs2層の帯水層になります。こちらは全地点環境基準以下だったというような状況となっておりまして、こちら長期的な状況といたしましては、対策工事に着手した頃につきましては、No.3-1だったり、H24-4だったりといったところで環境基準を超過してたんですけども、対策工事が進むにつれて段々下がって来て今Ks2層では基準超過地点はないといった状況になっております。

続きまして、12、13ページ目がクロロエチレンになっております。こちらについてはKs3層、Ks2層ともに全地点で環境基準以下という状況です。こちらについても対策工事に着手した頃につきましてはNo.1であったり、H24-2であったり、あるいはK-1であったりというところで環境基準を超過していたというような状況だったんですけども、それぞれ低下してきて、今環境基準以下という形でほとんど不検出のところも多いですけどもそういったところになっております。

続きまして、14、15ページが1,4-ジオキサンとなっております。こちらについてもKs3層、Ks2層ともに全地点で環境基準以下という状況でした。こちらについても対策工事に着手した頃につきましては、例えばKs3層でいきますとH24-2(2)であったり、Ks2層でいきますと、No.3-1だったりNo.1だったりとか、多くの地点で環境基準超過してた地点もあったんですけども、それぞれ低下をしてきて現在では基準以下というよう

な状況になっております。

それでは、16、17 ページ目が家庭系ごみの影響に関する調査についてという形になっております。こちら 16 ページ目に今回の結果、前回、今回ですね、今年度の結果を掲載をしております、17 ページ目にそのまとめと EC、電気伝導度ですね、と COD というところのグラフを記載をさせていただいております。で、今回通算で 10 回目の調査となっております、10 回とも環境基準の超過がないといった状況になっております。前回の資料の方で、お示しをさせていただいてるんですけども、有害物質による汚染というのが特になかったというような状況になっておりますので、今後につきましてはこちらの 3 地点に代えまして下流側の H24-2(2)であったり若干流向ずれるんですけども H24-4(2)であったりとそういうところのモニタリングにより異常がないということを確認を行っていきます。

続きまして 18 ページ目が洪水調整池の状況になっております。こちらにつきましては令和 2 年度、昨年度末ですね、二次対策工事が完了いたしまして、廃棄物に触れずに表面を雨が降って表面を流れてきた表流水について洪水調整池のその出口のすぐ近くぐらいなんですけど、採水をして今年度から調査を開始をさせていただいております。こちらについて結果は有害物質については特にほぼ不検出が多く環境基準の超過はないといった状況になっております。1 点 pH だけ環境基準をわずかに超過をしているというような状況になっております。こちらについては池が浅くて広いと、先ほどちらっと写真が出てたんですけどもそういう状況になっておりますので、そういう状況であれば植物プランクトンが増えやすいといった地形になっておりますので、そういう影響で植物プランクトンが増えると pH が上がるといったこともありますので、そういった影響もあるのかなというふうには考えております。前回経堂池下流の結果では pH は基準以下という状況になっておりますので、外部に対して大きな影響は与えていないとは考えておりますけれども、今後も変動、どうなっていくかっていうのは注視をしていきます。

19 ページには結果の一覧表を記載させていただいております。

で、20 ページに話が変わりまして、敷地境界のガスの調査結果という形で処分場の敷地境界の 4 地点のところで大気ガスを採取して硫化水素濃度というのを分析をさせていただいております。今回は令和 3 年度第 2 回分の 8 月 25 日に調査した結果となっております。結果については 4 地点とも不検出ということで、昨年度末から行っているんですけども、3 回連続で全地点不検出といった状況になっております。説明は以上になります。

司会：ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしくお願ひします。

住民：電気伝導度 7 ページの Ks2 層のところですけども、このグラフだと私はピンと来ないんですけども 2 番目 No.1 は平成 30 年 6 月以降上昇傾向であったが横ばいとなって来ていると書いてあるんですけど、このグラフ見る限りこれ横ばいって言うよりもまだ上昇傾向は続いているようにしか私には見えないんですけどもね。それとあの H24-2 がですね、ひとつ前の 6 ページの Ks3 層と比べると減り方が鈍いですよね。ほぼ横ばいで。気になるのは 3 ページの地下水帯水層と遮水工事の位置関係という図ですね。確かに遮水壁を作った、鉛直遮水工をしたおかげで、垂直方向から流れる水が Ks2 層に入ってくるということはなくなったんだろうと思うんですけども、処分場でまたこの Ks2 層まで達している廃棄物があった場合、底面遮水をしたところは部分的ですから、水平方向に水が入ってくるんじゃないかなと思うんですね。そうすると、垂直方向からの水は確か

に綺麗になってくるけども、深掘りしてるところは処分場内にまたあった場合、遮水壁は上にまだありますから、そこまで行ってませんから、横水平方向から悪い水が入ってきて、なかなかこれ、綺麗にならないんじゃないのかなと思うんですがその認識でよろしいのでしょうか。

主任技師：そうですね、今事前に調査を行いまして、穴が開いてる部分についてはふさいだという形でさせていただいてますので、基本的には漏れがないような形でさせていただいてますけども、万が一の話でいきますと、何処かに底面が深掘りされた地点が残ってて、そこから浸透水が下に漏れ出ているというような状況であれば下流への処分場からの影響っていうのは出続けるという形になりますので、今後の調査の結果は見ていって、そういう状況があるかないかっていうのは確認を行っていきます。

住民：そうだね。これ結構重大な事だね。だから Ks2 層の電気伝導度がこのまま下がらなかったら、もう 1 回処分場内の深掘り穴についてしっかり調べる必要が出てくるんじゃないかなと思います。

主任技師：そうですね、また工事後 5 年後を目途にという形で有効性の評価という形で協議会の中でまた議論させていただきたいと思いますので、どういう項目でどういう手法で見るのかというのはまた検討を進めまして、またご相談、ご協議させていただきたいと考えています。

司会：その他よろしかったでしょうか。はい、お願いします。

住民：すいません〇〇ですけども、8 ページと 9 ページのうちの団地側の H26-S2 っていうんですかね。そこで 9 ページ目が 0.034 ってすごく高い数字になってるんですけど、やっぱこれは自然由来というか、上のページよりも大分増えてるんですけども、自然由来でこんななるのかなとちょっとご説明いただけたらありがたいです。

主任技師：はい、ご質問ありがとうございます。今回 No.3-1 地点についてボーリングの土壌等で調べさせていただいたんですけれども、この No.3-1 につきましては、電気伝導度も結構乱高下してたという形で処分場の浸透水の影響自体は来ていると考えられるので、それとひ素との区別、原因、由来の区別ですね、ていうのをちょっとしっかりする必要があるという形でさせていただいてるんですけど、いま H26-S2 につきましては、今地下水の流向といたしましては、概ね外から内という形になっているというような状況になってまして、電気伝導度を見ても 20 台という形になってますので、今おそらく浸透水の影響っていうのはほとんど来てない地点という形になってますので、土壌なんかっていうところまでは直接は調査は土の分析してないので調べられてないですけども、おそらく処分場由来ではないのかなというような形では今考えてはおります。

住民：あの、上のページと、上のページは 0.005 で、次はもうぐんと上がってるので、なんでそこまで上がるものなのかっていうのを、

主任技師：その違い。

住民：その違いを。

主任技師：そうですね、地形等にもよるんですけれども、自然由来でひ素が出る可能性があるといっても、この **Ks2** 層の中で見ても出てる地点と出ない地点とあると思うんですけれども、それぞれの地形もありまして先ほどの資料 1 の後の分析結果でも検出されている場所ってのがごく限られたところに集まっていたというような状況だったかと思うんですけれども、その場所によって集まっているところと集まっていないところっていうのがある。

住民：いや、うちは北尾側は基本的に上流部って聞いているのでね。そこが上流がそんだけ変わるのかなんでかなっていうふうに聞いているので、

主査：実際あの、**No.3-1** と比べて **H26-S2** が高いというのはなぜかというご質問だと思うんですけど、やはり県内で他の地点でも自然由来のひ素の汚染地点というのはございまして、やっぱり場所によってまだこれよりも高い **0.08** というふうな自然由来で確認されている地点もございます。なので、その上流側だから高いかといわれると何故かといわれるとやっぱり地点地点によって水質の還元状態とか地質に含まれるひ素の濃度とかも異なりますので、やはり一概にはちょっとなぜ高いのかというのはちょっと上流側が高いのはなぜか、中々説明しにくいところがございます。

主任技師：こういった回答でよろしかったでしょうか。

司会：ありがとうございます。その他ございますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら続きまして議事 3 に移らさせていただきます。議事 3 維持管理の状況について説明をさせていただきます。

主査：資料 3 維持管理の状況につきまして、ご報告の方させていただきます。工事完了後の維持管理につきましては、令和元年度（おとし）2 年前の連絡協議会のほうから、こういった点検をしますよ、というのは説明のほうさせていただいたところなんですけれども、基本的に毎週職員の方が現地へ行きまして、点検のほうさせていただくこととなっております。また、情報提供といたしましては、先ほどもお話ありましたけれども、毎月自治会さんのほうに点検結果の紙資料の報告であったり、配布であったり、滋賀県の県のホームページのほうに情報公開のほうを今年度から進めておりますので、またよろしく願いいたします。

それではスクリーンのほうご覧ください。こちらの写真は、7 月 13 日に撮影したものになりまして、前回の資料と同じものになります。定期的にドローンの撮影をしようとは考えております。本日の資料につきましては、写真左側の国道バイパス側であったり、写真下側の西市道側、あと調整池付近であったり、上の天端の平面部の状況と、あと水処理施設の管理状況であったり、水質状況についてご説明のほうさせていただきます。

それではバイパス側の法面部や舗装、側溝の状況の写真でございます。こちら、右上の写真なんですけれども、こちらフェンス沿いのほうにちょっと草のほうが繁茂している状況だったんですけども先週除草のほうをさせていただいたところで、今現在はこちら場内側のほうはスッキリした状況になってございます。また左下こちらの写真なんですけれども、こちら法尻部の側溝のところと柵の所に少し土砂が溜まっておるんですけれども、こちらは来月上旬のほうに清掃作業を実施する予定となっております。

続きまして、西市道側の状況でございます。こちら西市道側の法面部や側溝の状況と

なっておりまして、こちら右下の写真見ていただきますと、こちら側溝があるんですけども、ほとんど土砂が溜まってないような状況になってるかと思います。実際場内全体を見回しましても、年度当初に想像していたほど側溝に土砂が堆積してないということが確認できまして、ほっとしているところでございます。

続きまして、調整池付近の状況です。こちら先ほども出ましたけれども、右上の写真を見ていただきますと、こちら底の高さから 50 cm のところに水が入る所があるんですけども、実際大雨が降ったらすぐにそちらのほうへ流れてしまって、あまりこちらの高さよりも上に水位があるようなところの状況を実際目視で確認することがあんまりないってような状況になってございます。こちらまあ皆さんご存知だと思うんですけども琵琶湖の水位も最近低下しているってということで、こちらの水位自体はこちらの上る所のやつが下から 40 cm ぐらいのやつですけども、それより下の半分ぐらい、15 cm、20 cm 程度の水位となつてございます。

続きまして、平面部の状況です。前回の資料ではだいぶ草が繁茂してる状況やったんですけども、こちら維持管理の委託によりまして除草のほう実施させていただきました。右上の写真が 9 月末頃に作業していた時の写真になります。またちょっとお手元の資料、白黒資料ではちょっと分かりにくいんですけども、下の写真のこのあたりにちょっと虹のほうがかかっている状況の写真でしたので、ちょっとつけさせていただいております。

続きまして、水処理施設の管理状況となります。こちら水処理施設につきましては、維持管理業者さんに外部委託しておりまして、原則月曜日から土曜日まで点検のほうさせていただいております。こちらの写真は年 4 回実施しております水処理施設の原水と処理水の採水状況となっております。上の写真 2 枚につきましては、水処理施設で処理する前の原水、下の写真につきましては、処理後の処理水の採水状況の写真となっております。

最後、水処理施設の水質状況についてです。二次対策工事中を含めまして、有害物質は原水、処理水とも計画処理水質を超過したことはないというような状況となっております。こちら先ほどの写真でご覧いただきました採水時(8/30)の分析結果でございまして、詳細については次のページに記載されていますが、特に異常のほうはありませんでした。主な項目の変動はグラフのとおりでございまして、SS(浮遊物質)は二次対策工事の掘削が終了した令和元年秋以降低い値で安定しているということになっております。以上で、資料 3 についての説明は終わります。

司会：ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

住民：一点だけ確認ですけども、水処理施設の地盤はね、あの廃棄物が埋まってるってことは確認されてるかと思うんですが。その点は問題ありませんか、今のところ。つまり、地盤の沈下とか装置が傾いてるとか、そういった異常はないですか。

主任技師：そうですね。維持管理業者に確認してもらってますけれども、特に異常ないという報告を受けております。

住民：今後とも毎回じゃなくてもいいんですけども、確認をお願いしたいと思います。

主査：ありがとうございます。

司会：はい、その他ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、そうしましたら続きまして議事の4に移らせていただきます。議事の4、産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画で定めた目標達成の状況について、説明をさせていただきます。

主査：今説明にもありました通り、産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画で定めた目標達成の状況について資料4で説明をさせていただきます。着席させていただいて説明させていただきます。失礼いたします。まず、資料4の3ページ目をご覧くださいんですけども、3ページ目の中ほどに四角で囲みました、二次対策工事完了後のスケジュールというふうに示させていただいております。令和5年3月に産廃特措法の期限を迎えるというところで、実施計画に定める目標達成期限となっております、これまでその都度その都度協議会に提出させていただいた目標達成状況についてですが、ここで一度一旦まとめさせていただいてまだ残り、これを確認していく必要があるよということについて整理をさせていただきたいと思いますので、順に説明をさせていただきます。

まず1ページ目のほうに移っていただきまして、生活環境保全上達成すべき目標と達成状況の判断基準、対応状況等というところでまとめさせていただいております。以下に記載の「目標」と「判断基準」については実施計画から引用させていただいております、「確認方法」については第35回連絡協議会、今年の11月ですが、説明させていただいた資料3-1より抜粋させていただいております。目標は3つ掲げさせていただいております。目標1、旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれがないこと。というところで、判断基準としましては、廃棄物土がすべて50cm以上覆土されていること、および法面が崩壊のおそれのない安定した勾配であることが確認されれば目標が達成されたと判断する、とさせていただいております、その確認方法としましては、対策工事施工後の完了検査により確認する。とさせていただいております。その対応の状況についてですが、令和3年2月に完了検査を行わせていただきまして、設計どおり適正に工事が施工されたことを確認しております。

目標2につきましては、旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質によって下流地下水が環境基準を超過をしないこと、とさせていただいております、その判断基準については、旧処分場周縁の井戸の地下水水質が2年以上連続して地下水環境基準を満足することが確認されれば目標が達成されたと判断する、とさせていただいております。その確認方法としましては、目標達成に係る処分場下流側評価対象地点における地下水水質の年平均値が工事完了後2年間環境基準に適合することを確認する。ただし、処分場が原因でない項目は除く。とさせていただいております、環境基準を超過しているNo.3-1地点のひ素については、旧処分場に起因するものではないこと、自然由来であることを確認する、とさせていただいております。その対応の状況としましては、現在まで、No.3-1地点のひ素を除き、環境基準に適合しております。なお、No.3-1地点のひ素については、自然由来と考えられるとの調査結果を取りまとめ、前回の連絡協議会に書面開催でしたが提出をさせていただいております。

そして目標の3つ目、旧処分場に起因する臭気が、法および条例に定める基準を超過するおそれのないこと。とさせていただいております、その判断基準は3点ございます。

1つ目は①、廃棄物土が全て50cm以上覆土されていること、法面の崩壊の恐れのない安定した勾配であること。2点目が、嫌気状態を解消するため、浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれていること。3点目が、旧処分場の敷地境界において、硫化水素ガスに起因する臭気が、法および条例に定める基準に満足することとさせていただ

いております。

そして、その確認方法としては、それぞれ①から③の各判断基準に対しまして、①については、対策工事の施工後の完了検査により確認すること。②に対しては浸透水の水位データを分析し、過去のボーリング結果を比較して、浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれているか確認すること。③に対しては、敷地境界において、硫化水素ガスを分析し、工事完了後の2年間、法および条例に定める基準に適合することを確認することとさせていただいております。

その対応状況につきましては、①の通り、①については、令和3年2月に完了検査を行い、設計通り適正に施工されたことを確認しています。②に対しては、調査内容を取りまとめ、次回の連絡協議会で説明を予定しております。③については、現在のところ、調査開始から全ての地点において不検出となっておる状況でございます。

次に2番としまして、その連絡協議会などでの説明状況につきましては、完了検査を確認方法とする判断基準の目標1、および目標3の①については、令和2年11月に現場見学会を行い、施工済の箇所の状況をご確認いただくとともに、連絡協議会において、工事の施工状況や完了後の状況を説明しております。

モニタリング調査結果の基準適合を確認方法とする判断基準の目標の2および目標の3の③については、地下水の水質やガスの調査結果については、連絡協議会において、前から説明しており、No.3-1のひ素の環境基準超過を自然由来とする調査結果については、前回の協議会で提出をしておるところです。

最後に水位データの分析等を確認方法とする判断基準の目標3の②については、調査内容を取りまとめまして、次回の連絡協議会で説明の予定をしております。

3つ目、目標達成に向けた現状につきましては完了検査を確認方法とする判断基準の目標1、および目標3の①については達成済みという状況になっております。また、モニタリング調査結果の基準適合を確認方法とする判断基準の目標2および目標3の③については、対策の実施により、全体的に水質は改善してきておまして、このままの状況が続けば達成の見込みでございます。そして最後に目標3の②については、現在、継続して調査を実施しておまして、その調査結果を取りまとめて、達成状況を今後確認していくということになっております。

4つ目、目標達成の評価方法につきましては、目標達成状況の評価について、来年度の連絡協議会でご説明させていただきまして、ご確認いただくこと、とさせていただきたいと思っております。なお、評価については、専門家の意見を踏まえまして、アドバイザーの方々にもご確認いただきたいというふうに考えております。

最後に、5番、目標達成の評価に向けたこれまでの経過と今後の予定としまして、これまでの経過としましては、令和元年11月に実施計画の目標達成状況の判断と、その調査・評価方法について最初に説明をさせていただきまして、その後令和3年2月ですね、二次対策工事の完了検査をさせていただいております。

その後、今年の10月ですね、前回の連絡協議会において、ひ素の基準超過を自然由来とする調査結果を提出させていただきまして、今回、本資料を説明させていただいているというような状況でございます。

そして今後の予定としましては、令和5年4月に環境省等へ特定支障除去事業の実績報告書の提出を予定しておまして、それまでに連絡協議会そしてアドバイザーの先生方に、以下の2点の説明を予定しております。

1点目は、硫化水素ガスの悪臭により支障を生ずるおそれの除去に係る調査結果について、そして実施計画の目標達成の評価について、を考えております。また、二次対策工事の実施に当たっての協定書に基づく対策工の有効性の確認については、また連絡協

議会の場で並行して説明させていただきたいというふうに考えております。
これで説明を終わらせていただきます。

司会：今の説明につきまして何かご質問、ご意見などございますでしょうか。はい、お願いします。

住民：この1ページの目標3のところの②、嫌気状態を解消するため、浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれていることと、書いていますけれども、これ平成10年の深掘穴のところ、あそこは滞留してるんじゃないですか。

主査：評価方法等につきましては今、その内容についてちょっと取りまとめているところですので、次回の連絡協議会のときに詳細に説明させていただきたいというふうに考えています。

住民：ということはどういうこと？調査するということ？

主査：調査はこれまでの水位等の継続監視はさせていただいておまして、実際の評価方法も内容であったりとか、その点について取りまとめて次回の連絡協議会で説明させていただきたいというふうに考えております。

住民：いや、あその場所に今ボーリングの井戸ありましたか？

主査：ございます。C-1という浸透水井戸がございます。

住民：合うてますか、ほんとに、その位置で？

主任技師：平成10年の深掘穴自体では今モニタリングを行ってないんですけれども、処分場の広い中で限られた時点でのモニタリング地点になってますので、それを地点の結果を基に、どう全体を評価していくのかっていうところにつきまして、ちょっと今、アドバイザーの先生ともご意見をお聞きしながら取りまとめを行っているところであります。

住民：いやあれはね、かなり深かったところで、一度埋め戻しましたよね。だけど、普通の廃棄物、あそこ滞留しやすい状態になってましたよね。

主任技師：そうですね、かなり深く掘ってたとは思いますが、1回改善工事をRDにさせまして、途中で遮水を行かせたという状況です。

住民：うん。だけど溜まってますよね。あそこは動いてないですよ。浸透水。

主任技師：そうですね、もともと掘ったとこだいぶ深かったんですけども、途中で遮水を行かせておりますので、ちょっとその..

住民：少しは改善されてるか知らんけど、それでもまだまだありましたよね。

主任技師：そうですね、そこが..

住民：そこら辺がこれ、ちょっとクリアできる状態ではないんじゃないのかなと。

主任技師：処分場全体含めてまた取りまとめて報告させていただきます。

住民：どないするのかようわからんけど。

司会：何度も申し上げておりますが、次回 2 月にですね、この後アナウンスさせていただきますけれども、来年 2 月上旬ぐらいに次回の連絡協議会を予定していますので、そのときに評価方法も含めてですね、ご説明をさせていただきます。その他、何かございますでしょうか。はい、お願いします。

住民：なんかようわかってないんで、すいませんけども。対応状況とこの現在まで、No.3-1 地点のひ素を除き、環境基準に適合しているというふうに書いてるとこの、ひ素のところを見ると、さっきちょっと質問あったように、H26-S2 とか、H24-7 とかも超えてるみたいですけど、あれは No.3-1 とまた別扱いですか。

主査：そうですね、去年の 11 月にちょっと説明させていただいた通り、特定支障除去実施計画に定めた目標達成の評価については下流側で評価をさせていただくということになっておりまして、この 6 地点については旧処分場の下流側での評価ということになっておりますので、今ちょっとおっしゃっていただいている H26-S2 であったり、その地点については上流側で電気伝導度も 20 程度ということで、上流側だというふうに考えておりますので、評価対象としては考えておりません。

住民：この件については、専門家のアドバイザーさんのご意見とかは、特に諮りはされていないんですか。

主査：H26-S2 と H24-7 ということでよろしいでしょうか。

住民：はい？

主査：H26-S2 と H24-7 地点についての評価でよろしいでしょうか。

住民：ここのね、ひ素のところになってて 3 ヶ所で赤枠になってるのかな、超えてますよって書いてる所で、No.3-1 については処分場由来でというふうに書いて説明とかいろんな資料があるんですけども、上の 2 つについては、ここに上流側であり、影響を受けていないと考えられるって書いてあるんですけども、

主査：そうですね。

住民：これは県の意見？

主査：アドバイザーの先生方にも、ご説明させていただいております。

住民：アドバイザーの先生方も、これは了解されてるということですか。同意見ということですか。

主査：聞いていただいております。

住民：そしたら同意見なら同意見で、例えばここの今の資料の対応状況のところね、「除き適合している」の、「除き」、ってこれ3ヶ所あって、あと3ヶ所とも、そういうアドバイザーさんのご意見も同意見やと、ちょっと書き方が悪いですよ。

主査：そうですね、

住民：そういう書き方の方がいいんじゃないかなと思うて、現実を超えてるのに、1ヶ所だけあえてここって書いたの、これ見たら、何というふうに...

主査：この6地点はどこかというのはわかりにくいというところは、H24-7とH26-S2という地点は、そこが基準を超えているというのは、

住民：では今の、今の時点でNo.3-1のひ素を除きって1ヶ所だけ除いてますけども、本当は全部で3ヶ所除いて、その1ヶ所ずつについて、こういうことで、処分場由来でないというように書いた方がわかりやすいんじゃないかなと思ったんですけど。

主査：わかりました。ご意見いただいて参考にさせていただきます。ありがとうございます。

司会：その点につき補足して説明をさせていただきますと、資料4につきましては、環境省に提出しております実施計画の目標達成の状況ということでございまして、ここで実施計画の基準地点としておりますのは、資料2の2ページにある赤の四角の囲みの部分でございます。この地点においてどうなっているのかということの説明しておりますので、このNo.3-1のみ記載をしているということでございます。
その他よろしいでしょうか。

住民：先ほどのひ素の分なんですけども、No.3-1は、コアの分析されましたよね。ところがH26-S2とか、H24-7、これは、コアは残ってないんですか。

主査：コアは残っておりますが、電気伝導度、H26-S2、H24-7についても電気伝導度の数値から上流側で、廃棄物の影響、浸透水の影響を受けてないというふうに考えておまして、これは上流側で自然由来のひ素であるというふうに考えております。

住民：いやいや。どっちにしたってそれでは確信持てないんじゃないですか。やっぱりコアを分析して確かにここにあったからこういうことに出たんですよっていうものがないと納得できないですよ。

主査：いや...ちょっとすみません、

住民：だって、私はね、あなたたちは全部ここ上流、上流って言うてるけど、ぼくは上流と思ってないから。前から言うてるけど、違う側に流れてるんじゃないかというのをずっと言ってきましたよね。そういう懸念持ってるのに、上流やからコアかそんな調べる

必要がないって納得できないですよ。

主査：調べる必要がないというところはコアを使ってというところなんですけれども、ただ、実際に地下水の水質を分析して、電気伝導度の数値を見させていただくのと、過年度から水位等を測らせていただいて上流側に位置するということを確認をしておりますので、そこまで確認をさせていただいて、そういうふうに結果を踏まえて上流側というふうに判断をさせていただいてるところでございます。

住民：うん、だけど、コアはコアで分析してください。それでなかったら納得できひん。

主査：今回は、旧処分場の対策工に係る影響の評価についてということですので、

住民：コアがないんやったらあれだけど、コアがあるんやから。

主査：ありますけれども、

主査：わかりました。またコアの写真を撮らせていただいてまたお見せさせていただいて、ちょっと説明をさせていただきたいというふうに考えています。

住民：写真でわかるんですか。写真見たら、ここひ素入ってますよ、ないですよっていうのはわかるんですか。

主査：実際今回、No.3-1の位置でひ素が確認されたところというのは、赤くなっているところでそれは鉄が多く含まれているというような地点でございました。その結果、ボーリングコアの写真を見ていただきながら、鉄の色を見ていただいて、それでひ素が含まれてる可能性があるというのをちょっと確認をさせていただきながら説明をさせていただきたいというふうに考えています。

住民：それでまた見せてください。

主査：わかりました。

司会：その他、はい。

住民：今の件の確認なんですけど、H26-S2って何回か議論してますよね。私の理解は、処分場から汚れた水が確かに昔出てたんだけど、その後に、遮水壁を作ったもんだから、今度は北尾団地側から水が入ってきて遮水壁に遮られて汚れた水がずっとそこに溜まってるんだと、そういう理解だったんだけどそれで。

参与：その話は H26-S2(2)で上層の方です、その下に粘土層があってその下の方を今申し上げております。ですからそこはツーツーです。しかもそれは上流側だとわかってます数字でね。

住民：ああそういう意味ですか。

司会：その他ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

司会：そうでしたら、特にございませんので、議事のその他のところでございますが、事務局から特に報告等ございませんので、全体通しまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

参与：皆さん考えていただいている間に先ほど〇〇さんから民家の井戸の件でご質問いただきましたが、私の説明が不十分だったので補足させていただきます。県では県下を2kmメッシュで区切って地下水の調査を行っております。これは5年のローテーションですね。そこで民家の井戸を借りて、地下水から何か異常が出るかどうか有害項目にはひ素が含まれておりますから、そこでひ素を確認します。仮にそこでひ素が環境基準を超えた場合には、その周りの井戸を測ってます。私の記憶する限りでは栗東市で何回かやっていますが、ひ素は多分そんなにはなかったんじゃないか。最近のデータのことは栗東市さんの方に調べていただきますけれども、私の記憶の限りでは栗東市では環境基準を超えたデータはなかったんじゃないのかなど。むしろ、湖岸の方で環境基準を超える濃度で広がっていますのでそういう結果だったと思いますので、栗東市さんからデータをお出していただいて確認いただければと思っております。

住民：その調査では金気との関係は出てるんですか。

参与：はい、鉄分とか、お借りする井戸の持ち主の方にその井戸はどんな井戸ですかとお聞きするんです、深さとか、浅井戸ですか使い方とかそれとセットで。

住民：もしそういうデータが事前にわかっていたら今回の調査もあたりをつけられたんじゃないかなという、自然由来だっていうね、気もしたんだけど。

参与：当然、民家の井戸をお借りしていますので、浅井戸なんですね。浅い。今ひ素が出た井戸は深いですから、そこはちょっとそこは違うんです。地層的にはね。民家さんの場合には、浅い井戸をお借りして県としては測っていると。私、失念しておりましたので、申し訳ない。

住民：はい、わかりました。

司会：その他ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

住民：細かいことですが、資料4の目標2のところを、塩化ビニルモノマーって書いてるからこれ古い名称ですね。それだけです。

主査：わかりました。修正をさせていただきます。

司会：その他、よろしかったでしょうか。

司会：はい、ありがとうございます。それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。閉会にあたりまして、2点お願いがございます。1点目は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、お帰りの際は手指消毒をお願いします。2点目ですが、先ほどお伝

えしましたが次回の連絡協議会、2月の上旬を予定してございます。開催については、近づきましたら詳細について連絡をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。そうしましたら、以上をもちまして第39回の協議会を閉会させていただきます。本日はお忙しい中誠にありがとうございました。